

社会・援護局主管課長会議資料

平成14年3月4日（月）

社会・援護局 地域福祉課

目 次

	頁
第1 説明事項	
1 地域福祉の推進について	1
2 生活福祉資金貸付制度について	9
3 地方改善事業等について	17
4 ホームレス対策について	22
5 消費生活協同組合の指導及び育成について	26
第2 連絡事項	
1 奉仕活動・体験活動の推進について	33
2 平成14年度の民生委員関係予算(案)について	33
3 全国ボランティアフェスティバルについて	34
4 全国民生委員児童委員大会について	35
第3 参考資料	
都道府県・指定都市別ボランティア活動団体及び活動人数	36
ボランティアセンター情報ネットワークシステムの概要	37
民生委員・児童委員活動支援システムの概要	38
地域福祉権利擁護事業の実施状況(全社協とりまとめ)	39
高齢者地域支援体制整備・評価事業の概要	41
生活福祉資金の貸付実績について	42
離職者支援資金申込受付開始時期一覧	43
消費生活協同組合の組合数・組合員数の推移	44

第1 說明事項

1 地域福祉の推進について

我が国においては、社会経済状況の大きな変化の中で地域社会は変容し、高齢者、障害者などの支援を要する人々が一層厳しい状況におかれているほか、生活不安やストレス、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待等が新たな社会問題となっている。他方、近年、市町村の福祉施策が盛んになり、ボランティアやNPO等の活動が活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成の動きが顕著となっている。

このような状況の中で、国民生活の安心と幸せを実現するためには、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、生活者としてそれぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）の推進が極めて重要となっている。

このような観点から、先の中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会の意見において、今後の新しい社会福祉の理念を地域において実現するために「地域福祉の推進」を図るべきであるとの指摘がなされたことを受け、平成12年6月に改正された社会福祉法においては、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられ、また、地域福祉推進のための方策として「地域福祉計画」に関する規定が設けられたところである。

都道府県、指定都市及び中核市においては、今後、次のような取組みを通じて地域福祉の総合的な推進を図る必要がある。

(1) 地域福祉計画について

ア　社会福祉法に規定する地域福祉計画の策定は、特に地方自治体の自主性及び自立性への配慮が求められるものであることから自治事務と位置付けられており、その策定は各地方自治体が主体的に取り組むこととなっている。地域福祉計画は、地域住民等の意見を十分に反映させながら策定されるものであることから、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となるものである。

都道府県においては、地域福祉支援計画を策定するとともに、管内市町村にお

ける地域福祉計画の策定を支援されるよう、また、指定都市及び中核市においては、地域福祉計画を策定するよう、よろしくお願ひしたい。

イ なお、次により、市町村及び都道府県の計画策定を支援することとしているので、ご了知願いたい。

① 本年1月28日に社会保障審議会福祉部会から報告された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」を踏まえ、平成14年度の早い時期に関係通知を施行することとしている。

② 地域福祉計画策定に係る取組みを広く共有するため、厚生労働省ホームページに「地域福祉計画」に関する項目を設けることとしている。

については、厚生労働省ホームページに積極的にアクセスいただき、計画策定の参考とされるよう、よろしくお願ひしたい。特に都道府県においては、管内市町村に対し、厚生労働省ホームページの積極的な活用について周知願いたい。

(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>)

③ 計画策定に当たり、老人保健福祉計画等との整合性を図るなど、先駆的に取り組む市町村に対して、一定の補助を行う予定である。

地域福祉計画策定スケジュール

1.3年度中

14年1月28日 福祉部会より地域福祉計画策定指針の在り方について報告

14年3月 地域福祉計画担当全国会議における「策定指針（案）」の内容の説明
パブリックコメントの実施

1.4年度

関係通知の施行

地方自治体における地域福祉計画策定のための助走期間

(市町村、都道府県における地域福祉計画策定委員会の発足等)

1.5年4月

社会福祉法上の地域福祉計画策定規定の施行

市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画策定の本格化

(2) 社会福祉協議会について

ア 社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、従前、社会福祉事業を経営する者等によって構成され、社会福祉事業に関する調査企画、連絡調整等を行う団体とされていたが、一昨年の社会福祉事業法等の改正により、市町村社協は、社会福祉に関する活動を行う住民等も参加する地域福祉推進を目的とする団体として、また、都道府県社協は、市町村を超えた広域的な見地から行うことが必要な事業、社会福祉従事者の養成研修や社会福祉事業の経営指導、地域福祉権利擁護事業や運営適正化委員会設置運営事業等を行う地域福祉推進を目的とする団体として、社会福祉法上に明記され、地域福祉の総合的な推進役として大きな期待が寄せられている。

イ また、社協はこれまで地域福祉を推進するため、住民参加の促進やボランティア活動の振興、まちづくり等の実績を有することから、地域福祉計画策定に当たっては、重要な役割を担うことが期待されている。

ウ 一方、平成13年12月11日の総合規制改革会議の答申（規制改革の推進に関する第1次答申）では、社協が地域福祉推進の中核としての役割を担うべきとの基本的な方向性が示され、主に次のような具体的な提言がなされている。

- ① 他の民間事業者、社会福祉法人では行いにくいサービスについて重点的に取り組むこと
- ② 在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的助成のみに依存することなく、当該地域におけるサービスの実態を踏まえ、他の事業主体の参入による競争を妨げることのないよう、適切な運営に努めること

エ こうしたことから、都道府県、指定都市及び中核市においては、社協が地域住民の視点に立ち、地域福祉の総合的な推進役として、その期待に十分応えるよう、また、地域福祉計画の策定に積極的に協力するよう、今後とも一層の指導、支援

を願いたい。

オ なお、現在詳細について確認中であるが、一部の社協において、裏口座を使った不適切な会計処理がなされていたことや、共同募金の配分金等が自治会幹部の懇親会における飲食費に流用されていたことが報道されたところである。

都道府県、指定都市及び中核市においては、管内社協に対して、会計処理、補助金や共同募金配分金等の適正な使用について注意を喚起していただきたい。

(3) ボランティア活動の振興

ア ボランティア活動の積極的な推進

(ア) 最近ボランティアに対する国民の関心は高まりを見せ、活動者数も全国で約722万人（平成13年全国社会福祉協議会調査）に達し、その活動も福祉、環境、災害等多分野にわたっている。

ボランティアの活動は、地域に根ざした活動として住民のニーズにきめ細かく対応できるなど、福祉サービスの担い手として期待されており、今後の地域福祉を支える一主体として位置付けられている。

一方、平成10年の特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）の成立に伴い、NPOの活動が活発化するとともに勤労者ボランティアや学校教育における児童・生徒に対する奉仕活動・体験活動の推進など新たな取り組みが進められている。

(イ) 社協ボランティアセンターは、平成6年度より国庫補助事業として計画的に整備されてきたところであるが、休日や夜間に利用できる体制、生活関連分野など幅広い活動に係る支援体制など、より利用者の視点に立った運営が求められており、今まさに社協ボランティアセンターの果たすべき役割が大きく問われている。

このような状況に鑑み、地方公共団体は、管内社協ボランティアセンターが、

定められた事業のみを実施することで満足するのではなく、住民のニーズを汲み取り、住民主体の活動センターとなるよう積極的な支援をお願いするとともに、昨年全国社会福祉協議会が策定した「第二次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン」及び「社協ボランティア・市民活動センター強化・発展の指針」を参考に指導、支援願いたい。

イ ボランティア活動拠点づくり支援事業の積極的活用

地域住民、勤労者、学生がボランティア活動を継続して行うためには、活動拠点が必要である。このため、平成13年度よりボランティア活動の拠点となる場所を整備するための事業を実施しているところであり、当該事業の積極的な活用が図られるよう周知願いたい。

ウ ボランティア情報ネットの活用促進

ボランティア情報ネットワークシステムの改修が行われ、平成14年度早々にもボランティア情報コーナーが順次稼働することとなるので、各地方公共団体におかれでは、ボランティア関係団体及び管内市区町村へ周知願いたい。

なお、当システムは、都道府県・指定都市及び市区町村社協（ボランティアセンター）が開設するインターネット上のホームページにボランティアに関する情報コーナーを設け、あらかじめ社協に登録した個人及び団体等がボランティア活動に関する情報を自由に書き込み、更新できるようにしたものである。

その結果、ボランティア情報ネットを活用することにより、常に最新のボランティア情報を誰でも自由に閲覧することが出来ることとなるので、積極的な活用を図られたい。

（4）民生委員活動の推進

ア 民生委員活動の推進

民生委員は、地域に密着した様々な活動を展開しているところであり、平成12

年度には、民生委員法が改正され、住民の立場に立った相談、支援活動を行う者として位置付けられ、今後、地域福祉を総合的に推進していく上で、中核的存在として大きな役割を担っている。

福祉の諸制度が充実してきたにもかかわらず、都市化や核家族化の進展に伴い、地域社会が大きく変容し、支援を要する人たちに必ずしも十分な支援が行き届いていない事例がみられる。

地方公共団体におかれでは、地域住民の抱える問題を把握するための相談活動を更に充実させるとともに、民生委員のみならず、地域の様々な相談員、福祉事務所、児童相談所など関係機関と協力し、潜在的なニーズを掘り起こし、地域の援助を必要としている人たちを囲むネットワークづくりを積極的に進めるとともに、それに係る支援、協力について御配慮願いたい。

イ 民生委員の研修について

昨年12月に民生委員の一斉改選が行われたところであるが、特に新任の民生委員に対しては、住民からの各種相談等に十分対応できるよう研修の実施について御配慮願いたい。

また、研修の実施に当たっては、住民の支援活動に必要となる福祉等の諸制度の知識、住民の立場に立った相談・支援方法の習得とあわせて人権問題に関する理解と認識を深めるための内容を加えるなど、研修内容の充実を図るとともに、民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）等と連携を図りながら実施されたい。

ウ 民生委員支援システムの活用について

本システムは、民生委員が地域の相談・支援活動を行うために必要となる福祉、医療、年金等幅広い情報をインターネットを使って入手できるようにするためのシステムである。

民生委員の日常的な活動を支援する本システムを活用することにより、民生委

員は、関係法令、民児協の活動指針、問題の解決事例、各種相談窓口及び福祉や医療についての幅広い情報等相談支援に必要な情報を入手できることとなる。

本システムは、本年4月稼働の予定となっているので管内市町村をはじめ、民生委員、民児協等に対し周知願いたい。

エ 福祉行政報告例調査事項の改正について

毎年民生委員数や活動状況（件数）については、福祉行政報告例の様式に基づき調査を行っているところであるが、今般、福祉行政報告例（第40）の調査事項が改正され、平成14年度から適用されることとなったので、御協力頂くとともに管内市町村及び民生委員に対して周知方願いたい。

また、今回の改正により、「民生委員・児童委員活動記録」及び「主任児童委員活動記録」の報告内容も改正されるので、御了知願いたい。

（5）地域福祉権利擁護事業について

ア 事業の定着・普及

（ア）地域福祉権利擁護事業は、痴呆性高齢者等判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う事業として、平成11年10月から開始されており、また、一昨年の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法にも位置付けられている。

（イ）本事業の実施状況を見ると、平成13年12月末までに利用に関する相談が約13万件、利用の決定を行ったものが準備中のものも含めて約5千1百件となっており、全国的には一定程度の利用が図られているものの、都道府県毎、あるいは、基幹的社協毎の相談件数、契約締結件数等には大きな差がある。

（ウ）このような状況に鑑み、都道府県においては、都道府県社協に対して、利用ニーズの把握、本事業の実施方法の工夫、サービス内容の向上、専門員及び生

活支援員の資質の向上等について指導、支援を行い、本事業が一層普及・定着するよう配慮願いたい。

イ 事業内容の見直し

(ア) 本事業は、事業開始から2年余りが経過したが、これまで、本事業の利用者や実施主体である都道府県社協、地方自治体等から、事業内容の見直しについて様々な要望、意見が寄せられてきたところである。

(イ) このため、本事業が地域住民の利用ニーズに十分応えられるよう、次の事項について、全国社会福祉協議会に設置される調査研究委員会に検討をお願いしたものである。

- ① 対象者の範囲を明確にすること
- ② 福祉サービス利用援助等以外についても本事業の支援内容とすること
- ③ 入院患者・社会福祉施設入所者に対しても支援すること
- ④ 成年後見制度の利用を支援すること

(ウ) 現在、当該委員会からの報告を踏まえ、事業内容の見直しについて検討を進めているところであり、詳細については、決まり次第お示しすることとしているのでご了知願いたい。

ウ 平成14年度予算案の執行予定

平成14年度の本事業に係る執行に当たっては、本年度と同様、次によることとするのでご了知願いたい。

- (ア) 障害者の当事者団体やNPO法人等、市区町村社協以外の団体に委託するものを優先的に採択すること
- (イ) 各都道府県毎の契約締結件数等の事業実績を評価し、各都道府県社協に配置される職員に係る人件費の調整を行うこと

2 生活福祉資金貸付制度について

生活福祉資金貸付事業は、これまで低所得者世帯等の生活の安定等のために必要な資金を貸し付けるための事業として、昭和 30 年より運営されてきている。

近年の事業実施の現状を見ると、年々修学資金以外の貸付件数が減少し、低所得者世帯等の資金需要に十分対応できていないとの指摘がある一方で、欠損補てん積立金の不足による支払免除規定該当債権の処理の遅れ等制度運営上の問題も指摘されており、制度の効果的かつ円滑な実施が求められている。

このような背景を踏まえ、平成 14 年度においては次のとおり新たな資金の創設や制度の見直しを行うこととしている。

(1) 新たな資金の創設

長期生活支援資金

① 制度概要

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産等を担保として生活資金の貸付けを行うことにより、当該世帯の自立した生活を支援する。

ア 貸付対象者

一定の居住用不動産を有する低所得の高齢者世帯であって、収入が少ないために生計の維持が困難な世帯とする。

イ 貸付内容

(ア) 貸付限度額

借受人の保有する居住用不動産（土地）、連帯保証人の保証能力を総合的に評価し、貸付限度額を決定するものとする。

(イ) 貸付月額

貸付限度額の範囲内で借受人の希望に応じて決定するが、原則として年金等他の収入と併せて概ね生活保護基準プラスアルファの生活を維持できるような額を設定する。

(ウ) 貸付期間

3年を区切りとし、その時点で貸付限度額の枠内に余裕がある場合は、契約の更新が可能とする。

(エ) 債　　還

借受人の死亡等の契約終了事由が発生した後、速やかに貸付金及び利子を一括償還するものとする。

(オ) 貸付利率

年3%以内（毎年度4月1日時点の長期プライムレートを1年間適用。）とする。

(カ) 連帯保証人等

居住用担保不動産に対し、根抵当権を設定するとともに、借受人の法定相続人全員が連帯保証人となるものとする。

ウ 貸付事務の体制

本資金の適正な貸付けを確保するため、不動産鑑定士等専門家からなる審査委員会において審査の上決定するものとする。

② 今後の予定

本資金の貸付けは、不動産の評価方法や、契約手続き等において専門性が高いことから、今後、厚生労働省において検討会を設け、5月頃を目途に、資金貸付けを行うためのマニュアルを作成することとしている。このため、関係通知も5月中を目途に発出する予定であるため、御了知願いたい。

緊急小口資金

〔制度概要〕

低所得の世帯における緊急かつ一時的な資金需要に応えるため、小口の生活資金の貸付けを行う。

ア 貸付対象者

低所得者の世帯で次のような理由により一時的に生計の維持が困難となった世帯とする。

- (ア) 本人又は同一世帯員の傷病
 - (イ) 給料等の盜難、紛失
 - (ウ) 年金、保険等の支給開始までのつなぎ
 - (エ) 火災等による被災
- 等

イ 貸付内容

- (ア) 貸付限度額 5万円
- (イ) 据置期間 2月以内
- (ウ) 償還期間 4月以内
- (エ) 利率 年 3 % (据置期間中は無利子)
- (オ) 連帯保証人 不要

ウ 貸付事務の体制

迅速な貸付けを行うため、貸付決定事務を市町村社協へ委託できることとする。なお、貸付決定事務を委託できる市町村社協は、当面指定都市社協のみとすることで現在検討しているところである。

(2) 資金種類の統合・整理

〔改正内容〕

現行制度においては、技能習得費と生活資金は別建ての貸付けとなっているが、実態としては両資金を併せて貸し付けるケースが多く、事務処理の簡素化を図る観点から両資金の一本化を図ることとする。また、療養・介護資金と生活資金の取扱いについても同様とする。

①更生資金及び障害者更生資金における技能習得費と生活資金併せ貸しの簡素化

〔現 行〕 (単位：千円)

資 金 種 類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付期間
更生資金 技能習得費	月 50 特別 450	6月	6年	6月
生 活 資 金	月 68 特別 103	6月	5年	6月

〔整理後〕 (単位：千円)

資 金 種 類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付期間
更生資金 技能習得 資 金	708 特別 1,068	6月	6年	6月

【貸付限度額の内訳】

$$708 = (\text{技能習得費 月 } 50 \times 6 \text{ 月}) + (\text{生活資金 月 } 68 \times 6 \text{ 月})$$
$$1,068 = \text{特別の場合の限度額 } 450 + (\text{生活資金 月 } 103 \times 6 \text{ 月})$$

(注) 技能習得期間が6月以上に渡り、その期間が法令等に定めのある場合は、3年を限度とし6月以上の月について月額68千円(特別103千円)を加算

〔現 行〕

(単位：千円)

資金種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付期間
障害者更生資金	技能習得費	月 50 特別 630	1年	8年	6月
生活資金		月 68 特別 103	6月	5年	6月

〔整理後〕

(単位：千円)

資金種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付期間
障害者更生資金	技能習得費 資 金	(※) 708 特別 1,248	1年	8年	6月

【貸付限度額の内訳】

$$708 = (\text{技能習得費 月 } 50 \times 6 \text{ 月}) + (\text{生活資金 月 } 68 \times 6 \text{ 月})$$

$$1,248 = \text{特別の場合の限度額 } 630 + (\text{生活資金 月 } 103 \times 6 \text{ 月})$$

(注) 技能習得期間が6月以上に渡り、その期間が法令等に定めのある場合は、3年を限度とし6月以上の月について月額68千円(特別103千円)を加算

②療養・介護資金と生活資金の併せ貸しの簡素化

〔現 行〕

(単位：千円)

資金種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付期間
療養・介護資金	療養費	特別 270 450	6月	5年	—
	介護費	500	6月	5年	—
生活資金		特別 月 68 月 103	6月	5年	1年



〔整理後〕

(単位:千円)

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付期間
療養・介護資金	療養資金 特別 1,086 (注) 長期の療養を必要とし、世帯の自立のために必要な場合は上記に 618 を加算	6月	5年	1年 (1年半)
	介護資金 特別 1,316 (注) 介護費を負担することが困難な期間が長期に渡り、世帯の自立のために必要な場合は上記に 618 を加算	6月	5年	1年 (1年半)

【貸付限度額の内訳】

〈療養資金〉

$$1,086 = (\text{療養費 } 270) + (\text{生活資金 月 } 68 \times 12 \text{ 月})$$

$$1,686 = (\text{療養費 } 450) + (\text{生活資金 月 } 103 \times 12 \text{ 月})$$

$$618 = (\text{生活資金 月 } 103 \times (18 \text{ 月} - 12 \text{ 月}))$$

〈介護資金〉

$$1,316 = (\text{介護費 } 500) + (\text{生活資金 月 } 68 \times 12 \text{ 月})$$

$$1,736 = (\text{介護費 } 500) + (\text{生活資金 月 } 103 \times 12 \text{ 月})$$

$$618 = (\text{生活資金 月 } 103 \times (18 \text{ 月} - 12 \text{ 月}))$$

(3) 制度の運用改善

〔改正内容〕

① 欠損補てん積立金

欠損補てん積立金については、貸付利子の $1/3$ (1%分) を充当することとなっているが、修学資金等の無利子貸付が多くなっていることから、十分な積み立てができない現状となっている。このため、支払免除規定該当債権の処理が困難となり、適正な債権管理ができない現状にあることから、一定のルールの下で貸付原資を取り崩し、欠損補てん積立金へ充當できるようにすることとする。

② 貸付審査体制の充実

「長期生活支援資金」や「生業費」の貸付けの専門的審査を行うため、現行制度における運営委員会を廃止し、不動産鑑定士や中小企業診断士等の専門家で構成する「貸付等審査委員会」を設置し、適正な制度の運営を図るものとする。

③ 貸付事務処理体制の弾力化

生活福祉資金貸付制度については、現在都道府県社協において貸付決定を行っているところであるが、貸付事務の迅速化を図る観点から、「緊急小口資金」及び「修学資金」の貸付決定事務を市町村社協に委託できることとする。なお、市町村社協への委託は、当面、必要な体制の整備が可能な指定都市社協と考えている。

④ 民生委員の役割

本制度における民生委員の協力事務については、その負担感が増大しているとの指摘があることから、今般創設した離職者支援資金の貸付けに当たっては、民生委員の協力事務の軽減を図ったところである。

については、離職者支援資金以外の貸付けにおいても、その趣旨を踏まえ、民生委員の協力事務について所要の見直しを行うこととする。

(4) 異職者支援資金制度の円滑な実施について

平成13年度第1次補正予算において離職者支援資金の創設を行ったところであるが、都道府県、都道府県社協等関係者のご尽力によりほとんどの都道府県で事業が開始されたところである。

なお、失業者の増加等雇用情勢が悪化している状況から、本資金貸付けの需要は、益々高くなることが予想されるので、円滑な貸付けについて一層のご尽力をお願いしたい。

(参考)

平成14年度予算額（案）

(項) 社会福祉諸費

(目) 在宅福祉事業費補助金 ((目) 生活福祉資金貸付等補助金より移行))

(積算内訳) 生活福祉資金貸付事業費

1, 549, 568千円

(内訳) 貸付原資 529, 000千円

貸付事業推進費 1, 020, 568千円

3 地方改善事業等について

(1) 地方改善事業の実施

ア 地方改善事業

平成13年度末をもって地対財特法が失効することから、経過措置対象事業として実施されてきた「生活相談員設置事業」は廃止することとし、平成9年度より一般対策に工夫を加え実施してきた事業についても、平成14年度からは全て通常の一般対策の事業に移行することとなる。

今後、なお残されている課題の早期解決のため、引き続き一般対策により的確に対応していくこととしているので、以下の事業の実施に当たっては、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対し周知願いたい。

(ア) 地区道路・橋梁等整備事業

地方改善施設(設備)整備事業については、平成9年度より一般対策に工夫を加えて実施してきたところであるが、平成14年度以降は、補助率が2／3から1／2となるので、管内市町村に対し十分周知願いたい。

(イ) 隣保館整備事業

隣保館の整備事業については、平成9年度より社会福祉施設等施設(設備)整備費補助金において対応することとし、隣保館の創設のほか、老朽施設の増改築や高齢者、障害者に配慮したスロープ、昇降機設備の設置についても補助対象としてきたところである。

更に、平成14年度においては、地域福祉事業(隣保館デイ・サービス事業)により給食サービス事業を予定している場合等には、補助基準面積について加算(135m²)できることとしたので、管内市町村に対し周知願いたい。

なお、隣保館の創設及び地域福祉事業(隣保館デイ・サービス事業)を実施するための訓練室等を整備する場合に限り、2／3の補助率であったものが、平

成14年度からは1／2となるので、管内市町村に対し併せて周知願いたい。

(ウ) 隣保館運営事業

隣保館の運営事業については、平成14年度においても隣保館デイサービス事業及び広域隣保活動事業の実施か所数について、各々10か所の増を図ったところである。また、平成9年4月の一般対策への移行時に創設された地域交流促進事業、継続的相談援助事業、広域隣保活動事業については、所要の額を確保しているので、引き続きその定着が図られるよう管内市町村に対し周知願いたい。

なお、隣保館は、地域住民に対して福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センター(コミュニティーセンター)としての役割を担っていくことが必要であることから、今後、その運営に当たっては、次の点に留意し、地域住民から期待される隣保館の運営を図るとともに、高齢者、障害者に対する在宅福祉等の施策については、その活用が十分に図られるよう管内市町村に対し周知願いたい。

① 隣保館においては、地域住民のニーズ等を的確に把握し、身近できめ細やかな福祉サービスが提供できるよう、社会福祉等に関する事業を総合的に推進する必要があることから、市町村本庁関係部局等との密接な連携の下で館運営が行われるよう、管内市町村に対し周知願いたい。

② 隣保館職員は地域住民の生活上の様々な相談に応ずるとともに、地域住民がそのニーズに応じて各種サービスを受けられるようにする、いわゆるコーディネーターの役割を担う必要がある。

このため、隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権・同和問題に関する内容はもとより、介護保険制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、

人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

③ 隣保館は、地方自治法第244条にいう市町村が設置する「公の施設」であり、また、その職員は地方公務員であることから、その運営に当たっては常に行政の公平性・中立性を旨とする必要がある。

このため、従来より中立公正な運営に努めるよう指導してきたところであるが、今後とも特定団体に独占的に利用されている等の批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対し周知願いたい。

イ アイヌ生活向上関連施策事業

平成13年度末をもって「第4次ウタリ福祉対策」は終了するが、平成14年度以降についても、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に基づき、以下のとおり、アイヌの人々の福祉の向上、生活環境の改善等に向けた事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対し周知願いたい。

(ア) 地区道路・橋梁等整備事業

地区道路等の施設整備事業については、平成14年度においても所要の整備量を確保しているので、その計画的な整備について、管内市町村に対し周知願いたい。

(イ) 生活館整備事業

生活館の整備事業については、平成9年4月以降、隣保館と同様に、社会福祉施設等施設(設備)整備費補助金において実施し、老朽施設の増改築等についても補助対象とすることとしたので、その積極的な活用について、引き続き管内市町村に対し周知願いたい。

(ウ) 生活館運営事業

生活館の運営事業については、アイヌの人々を中心とした地域住民に対する相談事業や地域交流事業等を実施しているが、アイヌの人々の生活の改善、地域住民への啓発等の生活館活動が一層推進されるよう、管内市町村に対し周知願いたい。

(2) 人権・同和問題に対する啓発等の推進

同和問題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発については引き続き積極的に推進していく必要がある。については、次により取り組むとともに管内市町村に対し周知願いたい。

ア 人権・同和問題に関する啓発及び研修の実施

差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的に啓発・研修を実施し、人権・同和問題に関する理解が深められるよう特段の配慮を願いたい。

また、平成10年に一部地域において、就職差別につながるおそれのある調査会社による身元調査事案が発生し、調査を依頼した企業等の中に社会福祉法人等が含まれていたが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

こうしたことが二度と起きないようにするためにも関係者等に対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、社会福祉法人等の関係団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

イ 「人権擁護推進審議会」答申等に基づく取り組み

平成9年7月に政府において「『人権教育のための国連十年』に関する国内行動計画」が策定されているが、地方公共団体においても、本計画の趣旨を踏まえ、関係部局と連携を図り、隣保館等における総合的な活動の推進や関係職員に対する研修を実施するなど、積極的な取り組みを行われたい。

また、「人権擁護推進審議会」において、平成11年7月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申がなされ、国、地方公共団体等の人権教育・啓発を行う各実施主体が、その役割に応じて相互に連携協力して、総合的かつ効果的に人権教育・啓発を推進していくことが必要であると指摘されているので、これらを踏まえた対応をお願いしたい。

なお、平成13年5月には同審議会から「人権救済制度の在り方について」の答申がなされ、今後、政府から独立した中立公正な委員会組織（仮称「人権委員会」）を中心とした新たな人権救済制度について、法整備を含めた検討がなされているところである。

一方、平成12年12月に議員立法により成立した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、国、地方公共団体の責務を規定しており、国は平成13年度中を目途に人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定する予定となっており、現在、中間まとめを作成し、パブリックコメントを求めているところである。

4 ホームレス対策について

(1) ホームレスの現状

都市の公園、河川敷等で野宿生活を送るいわゆるホームレスは、平成13年9月末においては約2万4千人が把握されているところであり、平成11年10月末における約2万人から約4千人が増加し、その分布も大都市ばかりではなく、地方都市への拡散がみられるところである。

これらホームレスは様々な問題を抱え生活していることに加え、長期の野宿生活で健康状態が不良又は悪化する者が増加傾向にあり、その中には結核罹患者やアルコール依存症の者も多数見受けられる等の指摘があるところである。

(2) ホームレス問題への取り組み

ホームレスの問題については、国及び地方公共団体が一体となって取り組む必要があることから、平成11年に「ホームレス問題連絡会議」を設置し、「ホームレス問題に対する当面の対応策について」をとりまとめ、厚生労働省としても、ホームレスの自立を支援する事業を中心にその対策を実施してきたところである。

複雑かつ多様なホームレス問題の解決にあたっては、各分野の担当者が当事者意識を持って連携して対応することが必要であり、また、個々のホームレスが抱える問題に応じてきめ細かな対応が図られるようにすることが必要である。

については、今後とも、民生及び衛生部局の関係課はもとより、その他の関係部局とも十分に連携を図り、市(区)の当局が一体となって総合的に取り組む体制を整備するとともに、関係機関や地域の社会福祉法人及びNPO等の民間団体とも協力し、更に地元自治会の理解も得て、きめ細かな施策が展開できる体制の整備に努められたい。

なお、先のホームレスの概数調査の結果、大都市から地方の都市への拡散が見られるが、ホームレス問題については、早期の対応によりその深刻化を防止することが重要である。については、これらホームレスが増加傾向にある地方公共団体におい